厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患·糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究報告書

受動喫煙防止の飲食店への影響評価

研究分担者 村木 功 筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ研究開発センター 教授研究協力者 伊藤 ゆり 大阪医科大学研究支援センター 教授研究協力者 片岡 葵 神戸大学大学院医学研究科疫学分野 特命助教

研究要旨

本研究では、改正健康増進法全面施行後の飲食店での受動喫煙防止対策の実施状況を評価し、コンプライアンス向上のための課題抽出を行うため、1)~3)を実施した。

- 1)飲食店民間データベース調査では、2024年5月、9月、12月の3時点で調査を行い、都道府県別の禁煙店舗割合を算出した。改正健康増進法全面施行前と比べて、禁煙飲食店割合の都道府県間格差は縮小したことが確認された。
- 2) 飲食店経営者への郵送調査を実施した。喫煙可能飲食店において、20 歳未満の来客時に区画に寄らず案内する店舗があること、店舗外の喫煙ルール標示が3割以上で実施されていないことから、 改正健康増進法の順守が十分に徹底されていないことが明らかとなった。
- 3) 自治体における飲食店等の受動喫煙防止対策の促進の取組状況の調査を実施した。受動喫煙防止対策の促進に有効な可能性があることを昨年度報告した飲食店営業許可申請時の情報提供や喫煙ルール確認などはあまり実施されていないことが確認された。

引き続き、飲食店の禁煙化状況をモニタリングし、健康影響などの評価を行っていくとともに、法律の 実効性を高めるための課題とその解決のための取組を明らかにする必要がある。

A. 研究目的

2020 年 4 月 1 日より改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙防止対策として飲食店は「原則屋内全面禁煙」(喫煙専用室等でのみ喫煙可)となった。しかし、既存特定飲食提供施設(個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合は除く))かつ客席面積100m²以下の飲食店)では、別に法律で定める日までの措置として「標識の掲示により喫煙可」とできることが定められている。また、当分の間の措置として、加熱式タバコは飲食等も認められた加熱式タバコ専用喫煙室で喫煙可となる。それらの措置を鑑みて、改正健康増進法による受動喫煙

対策の実効性を確認していくことが重要である。

そこで、本研究では改正健康増進法の全面施行 後の飲食店における受動喫煙対策の実施状況のモニタリングを行う。また、飲食店経営者への郵送 調査を行い、飲食店における受動喫煙防止対策の 実態および課題を明らかにする。加えて、2023 年 度までの検討から、自治体における受動喫煙防止 対策の促進の取り組みにより、法令順守を促せる 可能性があることを報告したことから、自治体を 対象に取組状況および取組における課題を調査す る。

B. 研究方法

1) 飲食店民間データベース調査

飲食店民間データベースについて、Web スクレイピングツール(シルクスクリプト社)を使用して、2024年5月、9月、12月の3時点における店舗情報の抽出を行った。

2020年1月時点、2024年12月時点で抽出された店舗について、都道府県別に禁煙店舗割合を業態別に算出した。集計対象店舗は、食堂・レストラン、居酒屋・ダイニングバー、喫茶店・カフェ、バーの四業態とした。

2) 飲食店における受動喫煙防止対策実施状況調査

飲食店民間データベース 2024年12月現在で掲載されているレストラン、居酒屋、喫茶店、バーを対象とした。テイクアウト・持ち帰りを主とするチェーン店、ショッピングモール、ホテル、旅館、駅構内などの施設を除外した約57万店舗から、無作為に抽出した17000店舗(3.0%抽出)を対象に、調査への協力依頼を郵送した(2025年2月下旬)。回答は匿名にてGoogleフォームにて回収した(〆切:2025年3月下旬)。2025年3月26日までに1778店舗(回答率:10.5%)より回答を得て、テイクアウト・持ち帰り店と回答した60店舗を除く1718店舗を集計対象とした。

調査項目は、回答者属性、業態、運営主体、資本 金、客席面積、延べ床面積、開業時期、従業員の有 無、20歳未満従業員への対応、酒類の売上、現在 の喫煙環境、20歳未満客への対応、たばこ販売状 況、保健所への届出状況、今後の禁煙化予定、喫煙 ルール標示とした。

特定既存飲食提供施設は、1)運営主体が大企業、2)資本金が5000万円以上、3)客席面積が101m²以上、4)開業時期が2020年4月2日以降(4月2日を含む)、のいずれにも該当しない店舗と定義した。法定順守飲食店は、1)屋内喫煙ルールで「屋内全面禁煙としている」、2)屋内喫煙ルールで「喫煙することが可能な場所を設置して

いる」かつ、屋内喫煙環境で「屋外に排気される喫煙再用室においてのみ喫煙可能(飲食不可)とし、それ以外で禁煙としている」、3)屋内喫煙ルールで「喫煙することが可能な場所を設置している」かつ、屋内喫煙環境で「脱煙機能(空気清浄機等)付きの喫煙ブースにおいてのみ喫煙可能(飲食不可)とし、それ以外で禁煙としている」、のいずれかに該当する店舗と定義した。

全有効回答、業態別、運営主体別に集計した。

3) 自治体における飲食店の受動喫煙防止対策 促進の取り組み状況調査

都道府県および保健所を対象として、自治体における自治体における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取り組み状況調査票を厚生労働省より E メールにて、受動喫煙防止対策担当者へ配信した。都道府県所管保健所へは都道府県担当者より配信し、都道府県担当者による取りまとめに上、回収した。2025年3月26日までに511件(都道府県担当課41件、都道府県保健所357件、特別区・政令市・中核市担当課63件、特別区・政令市・中核市担当課63件、特別区・政令市・中核市担当課63件、特別区・政令市・中核市保健所50件)より回答を得た。

調査項目は、飲食店営業許可件数、喫煙可能室 設置届出に関する項目(件数、届出時確認事項)、 受動喫煙防止条例、喫煙目的施設に関する項目(把 握状況、指導上の課題、指導に必要な情報)、飲食 店営業許可申請に関する項目(窓口対応、現況確 認時の対応)、飲食店見回り、住民からの苦情・相 談に関する項目(飲食店、飲食店以外の第二種施 設、第一種施設)、受動喫煙防止対策周知状況とし た

保健所数が都道府県間で異なるため、都道府県 毎の集計値を平均し、全国値として集計した。

(倫理面への配慮)

本研究は、傷病や医療、ゲノム等を対象として おらず、人を対象とする生命科学・医学系研究に 該当しないことから、「人を対象とする生命科学・ 医学系研究に関する倫理指針」の適応外の研究である。ただし、設問の設定においては、個人の特定につながる情報を取得しないこと、個人の尊厳を傷つけないことを十分に配慮した。また、個別店舗情報については、パスワード設定、セキュリティソフトの導入など適切なセキュリティ対策を行ったパソコンにて取り扱い、本研究により不利益が生じないように配慮して実施した。

C. 研究結果

1) 飲食店民間データベース調査

2024年5月、9月、12月に飲食店民間データベースより抽出された店舗数はそれぞれ858,190店舗、858,417店舗、862,592店舗であった。

都道府県別の禁煙店舗割合は、表1に示した通 りであった。禁煙店舗割合の高い都道府県は滋賀 県 72.1% (+32.5 ポイント)、島根県 71.8% (+29.7 ポイント)、愛知県 71.5% (+26.7 ポイント)、長野 県 71.4% (+22.9 ポイント)、三重県 70.9% (+27.8 ポイント)であり、禁煙店舗割合が低い都道府県 は大阪府 54.4% (+27.2 ポイント)、高知県 56.6% (+30.2 ポイント)、長崎県 57.9% (+25.4 ポイン ト)、兵庫県60.2%(+24.7ポイント)、岩手県60.3% (+22.9 ポイント)、北海道 60.5% (+24.9 ポイン ト) であった。 都道府県間での格差 (最大値-最小 値) は改正健康増進法全面施行前で 22.2 ポイント であったが、2024年12月時点では17.7ポイント と縮小した。改正健康増進法全面施行前からの変 化が大きかった都道府県は広島県65.6%(+32.9 ポ イント)、秋田県 67.5% (+32.8 ポイント)、滋賀県 72.1% (+32.5 ポイント)、佐賀県 66.0% (+30.3 ポ イント)、高知県 56.6% (+30.2%)、福岡県 63.9% (+30.2 ポイント) であった。

2) 飲食店における受動喫煙防止対策実施状況調査

飲食店の客席面積はいずれの業態でも $100m^2$ 以下の店舗が 90%以上であった (表 2-1)。 禁煙飲

食店の割合は居酒屋・ビアホールで 55.3%、バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナックで 35.4%、 喫茶店で 83.8%、それ以外の食堂・レストラン等で 88.8%であった。各業態内における法令順守していない可能性のある店舗の割合は 5%未満であった。喫煙可能店舗における業態別の喫煙環境については表 2 - 2 に示した通りであった。20 歳未満の来客を区画によらず案内する店舗は 5.8%~44.7%と業態による差が大きかった。

喫煙目的施設に該当すると回答した店舗は 12.0%~35.8%であった。 喫煙ルールを店舗外に表示している店舗は 25.2%~62.3%と業態による差が大きかった。 75%以上の店舗で 5年以内に禁煙化、喫煙専用室設置の予定がなかった。

経営主体別の集計では、大企業、中小企業、個人事業主の順に客席面積が小さい店舗が多く、禁煙店舗の割合も少なかった(表2-3)。各経営主体内に占める法令順守していない可能性のある店舗の割合は2%未満であった。喫煙可能店舗における経営主体別の喫煙環境については表2-4に示した通りであった。大企業ではすべてで喫煙専用室を設置しているが、中小企業、個人事業主では喫煙可能室の割合が大きかった。20歳未満の来客を区画によらず案内する店舗は個人事業主で23.9%、中小企業で18.7%、大企業で57.1%であった。喫煙目的施設に該当すると回答した店舗は22.2%~28.6%と大企業の方が高かった。喫煙ルールを店舗外に表示している店舗は14.3%~43.1%と業態によらず低かった。

3) 自治体における飲食店の受動喫煙防止対策 促進の取り組み状況調査

2019 年度衛生行政報告例において、報告されている飲食店営業許可施設数(一般食堂・レストラン等、自動販売機を除く喫茶店)は 770,550 店舗であった(表 3-1)。喫煙可能室設置届出数は 2019 年度以前が最も多く 66,737 店舗であり、 2020 年度も 51,704 店舗であったが、以降は大き

く減少していた。喫煙可能室設置届出の要件確認 として、客席面積を確認していたのは都道府県平 均で 35.2%、資本金を確認していたのは都道府県 平均で 24.4%であった。

喫煙目的施設は 72.3%で把握していなかった (表 3 - 2)。指導上の課題として、定義が曖昧であること、違法状態の確認ができないことが多かった。喫煙目的施設への指導に必要な情報として、たばこ販売許可、提供サービス、食事の提供内容の順に多かった。飲食店営業許可申請時の取組状況が実施されていない割合は、喫煙ルールの確認は 71.9%、情報提供は 54.2%、現況確認時の各種確認は 84.7%であった (表 3 - 3)。飲食店の見回りは 81.0%で一度も実施されていなかった (表 3 - 4)。飲食店の受動喫煙防止対策に関して、住民からの苦情・相談は月 1 件未満が 77.9%であった。住民からの苦情・相談へは全例対応している割合が少なく見積もっても 44.8%であり、2023 年度に立ち入りまで行ったケースは 1,180 件であった。

飲食店以外の第二種施設に対して、住民からの 苦情・相談が多いのは、事務所・工場が最も多く、 続いて娯楽施設が多かった(表3-5)。第一種施 設に対する住民からの苦情・相談では、行政機関 の庁舎が最も多く、病院・診療所が次に多かった (表3-6)。

受動喫煙防止対策の現在の周知状況として、保健所内でのポスター掲示が最も多く、都道府県庁舎・市庁舎内でのポスター掲示、飲食店へのリーフレット等の配布、都道府県ホームページでの掲載が続いた(表3-7)。その他として、飲食店関係者の講習会や会報での周知が多かった。

D. 考察

1)飲食店民間データベース調査

改正健康増進法全面施行による変化に都道府県間での差があることが認められたが、全体としては都道府県間の格差縮小につながっていると考えられる。しかし、依然として地域間格差が大きい

ことから、モニタリングを継続するとともに、地域差を縮小するための取組が必要である。

飲食店における受動喫煙防止対策のさらなる推 進のために、自治体によるその促進の取組状況と 飲食店禁煙化の進捗状況を組み合わせて集計する ことにより、飲食店における受動喫煙防止対策を 促進する効果的な施策を明らかにすることが必要 である。

2) 飲食店における受動喫煙防止対策実施状況調査

喫煙可能飲食店において、20歳未満の来客時に 区画によらず案内する店舗が食堂・レストラン、 喫茶店においても約4割であること、店舗外の喫 煙ルール標示が3~6割であることから、改正健 康増進法の順守が十分に徹底されていないことが 明らかとなった。また、一般に主として主食を提 供すると推測される飲食店などにおいて、喫煙目 的施設に該当すると回答している店舗が1~2割 あることから、改正健康増進法を正しく理解して いない、もしくは、理解した上で違反している可 能性がある。

改正健康増進法の順守を促進するために有効な 取り組みを検討し、その実施による効果の評価を 行うことでより一層の法令順守を促していくこと が必要である。

3) 自治体における飲食店の受動喫煙防止対策 促進の取り組み状況調査

喫煙可能室設置の新規届け出数は 2024 年度までで 132,607 件であり、飲食店経営者への郵送調査から約 6 割の店舗が届出を行っているとすると、約 22 万件が喫煙可能室を設置している可能性がある。既存特定飲食提供施設の上限値と考えられる 2019 年度末時点の飲食店営業許可施設数の 3 割弱に相当する。2022 年度喫煙環境に関する実態調査(統計表 第1-2表 施設種・喫煙環境別事業所割合)において、推定喫煙可能室設置施設

[屋内の喫煙環境(火をつけて喫煙するたばこ、加熱式たばこ)の左記以外+不明]の割合が居酒屋・ビヤホールで 50.0%、バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナックで 74.4%、喫茶店で 23.9%、これら以外の食堂・レストラン等で 12.6%となっており、開廃業を考慮すると 3 割弱は妥当な数字の可能性がある。

自治体において喫煙目的施設を把握する枠組み はないことから、予想通り、喫煙目的施設を系統 的には把握されていない一方、指導の対象となる ことがあるが、その定義の曖昧さや夜間営業が多 いことから、指導の困難さがあることが明らかと なった。厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・ 糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「受動喫煙 防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究」 2022 年度報告書「改正健康増進法施行後も残され た受動喫煙対策の課題(続) において、通常主食 と認められるうどんや寿司を提供し、喫煙目的施 設を自称する居酒屋を違法性の疑いのある事例と して報告している。それら違法飲食店への対応に おいて、喫煙目的施設の定義の曖昧さが現場とし ての課題であり、適切に指導を行っていくために 定義を明確にすることが必要である。

一方、飲食店営業許可申請時に、受動喫煙防止 対策の促進の取組は十分に行われていない実態も 明らかとなった。飲食店経営者への郵送調査から 改正健康増進法への理解が不十分である可能性が 示されており、また、保健所における情報提供や 喫煙ルールの確認が法令順守を促す可能性を昨年 度の報告書で報告した。これらから、飲食店営業 許可申請時はすべての飲食店が行う手続きであり、 その機会を有効に活用することが重要である。

自治体による飲食店の受動喫煙防止対策の促進の取組状況と地域レベルでの禁煙飲食店割合を比較し、有効な可能性のある取り組みを明らかにすることが必要である。

E. 結論

本研究により、飲食店民間データベースの評価から、改正健康増進法により禁煙飲食店割合の都道府県格差の縮小が確認された。一方、飲食店経営者への郵送調査から、改正健康増進法への理解が不十分である可能性がある。自治体における受動喫煙防止対策の促進の取組状況を踏まえて、飲食店における受動喫煙防止対策の促進の取組が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 1. 論文発表(本研究に関連するもの)なし
- 2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

- 1. 特許取得なし
- 2. 実用新案登録なし
- 3. その他 なし

表 1 2024年12月時点の業態別禁煙飲食店割合および改正健康増進法全面施行前からの変化

	2020年1月	2024年12月		2024年12月			
	計	計	差	レストラン	喫茶店	居酒屋	バー
全国	37. 9%	64.6%	26. 7%	71.9%	73. 9%	36.0%	27.4%
	35.6%	60. 5%	24. 9%	68.6%	74.5%	26.6%	20.5%
青森県	35.6%	61.1%	25.5%	69.4%	73.3%	24.0%	22.6%
岩手県	37.4%	60.3%	22.9%	65.3%	78.0%	27.5%	21.2%
宮城県	37.6%	65. 8%	28. 2%	72.5%	82. 1%	31.8%	25. 7%
秋田県	34.6%	67. 5%	32.8%	73.1%	87.4%	33.8%	21.8%
山形県	42.2%	68. 3%	26.0%	74.7%	81.6%	28. 2%	18.3%
福島県	39.8%	64.8%	25.1%	69.6%	81.2%	29.1%	23.3%
茨城県	36.5%	62.2%	25.7%	66.0%	80.0%	28.2%	18.3%
栃木県	41.7%	64.6%	22.9%	68.3%	77.4%	25. 1%	24.2%
群馬県	40.0%	65. 2%	25. 1%	68. 2%	82. 5%	32.8%	32.6%
埼玉県	36.8%	65. 6%	28.8%	71.9%	77. 0%	31. 3%	23.4%
千葉県	36.8%	63.8%	27.0%	69.8%	75.8%	31.0%	26.4%
東京都	37.6%	66.0%	28.4%	75. 2%	74.6%	43.9%	30.4%
神奈川県	43.7%	66. 2%	22.5%	74.7%	78. 2%	32.6%	28. 1%
新潟県	34. 7%	62.7%	28.0%	69. 1%	76. 5%	26. 5%	32.4%
富山県	41.6%	65. 8%	24. 2%	73. 1%	77. 7%	28. 8%	24. 7%
石川県	39. 2%	68.4%	29. 2%	73.5%	77.6%	39.6%	31.8%
福井県	36. 8%	63. 2%	26. 3%	69. 1%	69.6%	27. 3%	19.6%
山梨県	41.3%	66. 1%	24. 8%	70. 1%	83. 2%	29. 2%	45. 5%
長野県	48.6%	71.4%	22. 9%	74.8%	82. 2%	40.4%	49.4%
岐阜県	43.4%	69. 8%	26. 4%	75. 5%	71. 3%	33. 0%	32. 1%
静岡県	45. 3%	68. 1%	22.8%	74. 2%	76.8%	31.4%	29. 2%
愛知県	44.8%	71.5%	26. 7%	79.0%	73.3%	42.3%	28.7%
三重県	43. 1%	70. 9%	27.8%	75.8%	80.8%	30. 2%	31.4%
滋賀県	39.6%	72. 1%	32.5%	76.5%	78.9%	43.4%	36.2%
京都府	43.4%	68. 9%	25.4%	74.5%	75. 8%	45.8%	33.8%
大阪府	27.2%	54.4%	27.2%	63.7%	58.5%	30.2%	21.3%
兵庫県	35.5%	60.2%	24.7%	67.5%	66.5%	29.0%	23.9%
奈良県	42.7%	67.8%	25.1%	72.0%	77.5%	35.5%	47.1%
和歌山県	32.3%	61.2%	28.9%	67.0%	63.9%	28.9%	21.8%
鳥取県	34. 9%	63. 7%	28.8%	65. 7%	77. 1%	37. 1%	18.4%
島根県	42.1%	71.8%	29.7%	76.4%	74.7%	52. 1%	41.7%
岡山県	42.4%	63.7%	21.3%	67.9%	75. 1%	29. 1%	30.2%
広島県	32.6%	65.6%	32.9%	69.6%	72.7%	40.8%	36.8%
山口県	38.8%	66. 1%	27.3%	71.5%	78.6%	37.5%	20.2%
徳島県	32.2%	58. 5%	26. 3%	63. 7%	61.9%	27.6%	24.4%
香川県	41.1%	67. 2%	26.1%	72.8%	76.0%	34. 1%	23.3%
愛媛県	31.1%	60.8%	29.7%	67.3%	64.5%	32.6%	33.1%
高知県	26.4%	56.6%	30.2%	66.8%	63.9%	31.3%	7.8%
福岡県	33.8%	63.9%	30. 2%	71.5%	77.4%	39. 3%	20.8%
佐賀県	35.8%	66.0%	30. 3%	69.1%	75.8%	43.3%	15.2%
長崎県	32.6%	57.9%	25.4%	63.5%	74.3%	27.6%	20.2%
熊本県	35.6%	65.1%	29.6%	71.9%	75.5%	36. 5%	22.1%
大分県	41.1%	65.3%	24. 2%	70.4%	79.6%	32. 1%	24.4%
宮崎県	48.1%	69.9%	21.8%	76.7%	80.3%	38.0%	29.4%
鹿児島県	38. 2%	64. 7%	26.5%	72.6%	78. 7%	29.4%	27.6%
沖縄県	45.4%	66. 1%	20.8%	77.4%	76.1%	39.3%	31.6%

表 2-1 全飲食店における業態別の店舗特性

	居酒屋、	バー、キャバレー、	myth	左記以外の食堂、
	ビアホール	ナイトクラブ、スナック	喫茶店	レストラン等
回答店舗数	427	82	247	962
客席面積				
10 m²以下	13.6%	9.8%	15.8%	8.5%
11~20 m²	26.9%	31.7%	23.5%	17.9%
21~30 m²	19. 2%	30.5%	25.1%	20.5%
31∼40 m²	13.1%	11.0%	14.2%	12.9%
41~50 m²	8.7%	9.8%	8.5%	12.0%
51~70 m²	7. 7%	4.9%	8.1%	10.7%
$71\sim 100 \text{ m}^2$	5.9%	2.4%	2.8%	8.1%
101 ㎡以上	4.9%	0.0%	2.0%	9.5%
喫煙ルール				
全面禁煙	55.3%	35.4%	83.8%	88.8%
一部喫煙可	13.6%	9.8%	7.3%	7.0%
全面喫煙可	31.1%	54.9%	8.9%	4.3%
法令順守状況				
全面禁煙	55. 3%	35.4%	83.8%	88.8%
特定既存飲食提供施設				
規制内	6.3%	3.7%	2.4%	2.8%
経過措置内	32.6%	54.9%	11.3%	4.4%
規制対象飲食提供施設				
法令順守あり	2.3%	1.2%	2.4%	3.1%
法令順守なし	3. 5%	4.9%	0.0%	0.9%

表 2-2 喫煙可能飲食店における業態別の喫煙環境

	居酒屋、	居酒屋、 バー、キャバレー、		脚太亡	左記以外の食堂、	
	ビアホール	ナイトクラブ、	スナック	喫茶店	レストラン等	
喫煙可能店舗数	191		53	40	108	
喫煙設備						
屋外排気喫煙専用室	10.5%		1.9%	20.0%	44. 49	
脱煙機能付き喫煙専用室	3.7%		0.0%	5.0%	7. 49	
加熱式たばこ専用喫煙室	11.0%		11.3%	7.5%	11. 19	
喫煙可能室	74.9%		86.8%	67.5%	37. 09	
20 歳未満の来客時の対応						
禁煙区画へ案内	23.2%		7.7%	23.7%	40.8	
区画によらず案内	15.3%		5.8%	44.7%	39.8	
入店を断る	61.6%		86.5%	31.6%	19. 49	
喫煙目的施設						
該当	22.5%		35.8%	32.5%	12.09	
非該当	77.5%		64.2%	67.5%	88.09	
喫煙可能室設置届※						
提出	69.9%		71.7%	66.7%	50.09	
未提出・廃止	30.1%		28.3%	33.3%	50.09	
禁煙化しない、喫煙専用室を						
設置しない理由						
構造上の課題	26.9%		37.8%	12.1%	6. 1	
資金上の課題	15.0%		15.9%	3.6%	3.0	
顧客流出の懸念	15.9%		18.3%	3.6%	2.99	
方法がわからない	0.7%		1.2%	0.4%	0.79	
知識不足	0.2%		1.2%	0.0%	0.4	
喫煙目的室のため	7.0%		23.2%	1.6%	0.5	
設置済み	1.6%		0.0%	1.2%	1.09	
屋外喫煙所あり	0.2%		2.4%	0.0%	0.39	
その他	3.0%		4.9%	0.4%	1.09	
喫煙ルールの標示場所						
店舗内	31.4%		20.8%	35.0%	24. 39	
店舗外	42.9%		62.3%	47.5%	25. 2	
掲示なし	25.7%		17.0%	17.5%	50. 5	
禁煙化、喫煙専用室設置の予						
定時期						
1年以内	2.6%		1.9%	10.0%	9. 3	
2年以内	0.5%		0.0%	2.5%	2.8	
3年以内	4.2%		3.8%	0.0%	0.9	
4年以内	0.0%		0.0%	0.0%	0.0	
5年以内	3. 7%		3.8%	12.5%	3. 7	
5年以降	89.0%		90.6%	75.0%	83. 2	

[※]喫煙可能室設置店舗を分母とする

表 2-3 全飲食店における経営主体別の店舗特性

	大企業	中小企業	個人事業主	その他法人
回答店舗数	51	520	1111	36
資本金				_
100 万円未満	0.0%	9.0%	22.1%	13.9%
100~300 万円未満	0.0%	22.5%	13.6%	13.9%
300~500 万円未満	2.0%	19.6%	6.5%	22.2%
500~1,000 万円未満	0.0%	13.3%	5. 2%	5.6%
1,000~3,000 万円未満	15.7%	18.8%	2.9%	5.6%
3,000~5,000 万円未満	0.0%	2.7%	0.2%	0.0%
5,000 万円以上	47.1%	3.5%	0.3%	5.6%
わからない・個人事業主	35.3%	10.6%	49.3%	33.3%
客席面積				
10 m²以下	2.0%	5.2%	14. 3%	0.0%
11~20 m²	7.8%	12.9%	26. 1%	27.8%
21~30 m²	11.8%	19.2%	22.9%	16.7%
31∼40 m²	11.8%	14.4%	12.6%	8.3%
41~50 m²	17.6%	12.7%	9.0%	16.7%
51∼70 m²	5.9%	13.5%	7.5%	11.1%
71~100 m²	17.6%	8.5%	5.0%	8.3%
101 ㎡以上	25.5%	13.7%	2.6%	11.1%
喫煙ルール				
全面禁煙	86.3%	81.5%	74.4%	86.1%
一部喫煙可	11.8%	12.7%	6.8%	11.1%
全面喫煙可	2.0%	5.8%	18.8%	2.8%
法令順守状況				
全面禁煙	86.3%	81.5%	74.4%	86.1%
特定既存飲食提供施設				
規制内	0.0%	6.0%	2.7%	5.6%
経過措置内	0.0%	6.7%	19.5%	5.6%
規制対象飲食提供施設				
法令順守あり	11.8%	4.6%	1.4%	2.8%
法令順守なし	2.0%	1.2%	1.9%	0.0%

表 2-4 喫煙可能飲食店における経営主体別の喫煙環境

	大企業	中小企業	個人事業主	その他法人
回答店舗数	7	96	284	5
喫煙設備				
屋外排気喫煙専用室	57.1%	39.6%	12.0%	20.0%
脱煙機能付き喫煙専用室	42.9%	7.3%	2.5%	0.0%
加熱式たばこ専用喫煙室	0.0%	16.7%	8.5%	40.0%
喫煙可能室	0.0%	36.5%	77.1%	40.0%
20 歳未満の来客時の対応				
禁煙区画へ案内	42.9%	51.6%	16.4%	60.0%
区画によらず案内	57.1%	18.7%	23.9%	40.0%
入店を断る	0.0%	29.7%	59.6%	0.0%
喫煙目的施設				
該当	28.6%	24.0%	22.2%	0.0%
非該当	71.4%	76.0%	77.8%	100.0%
喫煙可能室設置届※				
提出	_	74.3%	65.8%	50.0%
未提出・廃止	_	25.7%	34.2%	50.0%
禁煙化しない、喫煙専用室を				
設置しない理由				
構造上の課題	5.9%	8.3%	16.7%	11. 1%
資金上の課題	2.0%	4.0%	8.3%	2.8%
顧客流出の懸念	0.0%	5.2%	8.2%	5.6%
方法がわからない	0.0%	0.6%	0.8%	0.0%
知識不足	0.0%	0.4%	0.4%	0.0%
喫煙目的室のため	0.0%	2.7%	4.0%	0.0%
設置済み	5.9%	2.3%	0.5%	0.0%
屋外喫煙所あり	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
その他	0.0%	1.3%	1.8%	2.8%
喫煙ルールの標示場所				
店舗内	28.6%	32.3%	27.2%	20.0%
店舗外	14.3%	37.5%	43.1%	40.0%
掲示なし	57.1%	30.2%	29.7%	40.0%
禁煙化、喫煙専用室設置の予				
定時期				
1年以内	14.3%	11.5%	2.8%	0.0%
2年以内	0.0%	2.1%	0.7%	20.0%
3年以内	0.0%	3.1%	2.8%	0.0%
4年以内	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5年以内	0.0%	6.3%	4.2%	0.0%
5年以降	85.7%	77.1%	89.4%	80.0%

[※]喫煙可能室設置店舗を分母とする

表 3-1 喫煙可能室設置届出の実施状況

喫煙可能室設置届出数新規2019 年度以前66,732020 年度51,702021 年度9,23	± ±	
2020 年度 51,70	変更	廃止
,	37 28	285
2021 年度 9, 27	316	862
	72 223	517
2022 年度 3,07	77 175	465
2023 年度 1, 24	43 161	542
2024 年度 57	74 97	191
喫煙可能室設置届出での要件確認範囲	計	
客席面積 35.2	2%	
資本金 24.4		

^{1 2019} 年度衛生行政報告例より、一般食堂・レストラン等の飲食店営業許可施設数に自動販売機を除いた喫茶店営業許可施設数を加えた数とした(2019 年度末現在)。

表 3-2 喫煙目的施設への対応状況と課題

	都道府県平均割合
喫煙目的施設の把握方法1	
監視指導	3.5%
見回り	5. 7%
把握なし	72.3%
その他	17.5%
喫煙目的施設への指導上の課題 1	
違法状態の確認ができない	25. 5%
見回り時が営業時間前	16. 7%
対象店舗が多い	8.4%
主食定義の曖昧さ	21.5%
営業定義の曖昧さ	22. 7%
特になし	27. 4%
その他	26. 7%
喫煙目的施設への指導の実効性強化に必要な情報1	
提供サービス	59. 1%
たばこ販売許可	66. 3%
たばこ販売実態	37.9%
食事の提供内容	49.4%
その他	11. 3%

¹ 複数回答可のため、合計して 100%とならない

表 3-3 飲食店営業許可申請時の取組状況

	V V VV -
	都道府県平均割合
営業許可窓口でのルール確認1	
実施なし	71.9%
書面確認	10. 5%
口頭確認	13.6%
その他	5. 7%
営業許可窓口での情報提供1	
実施なし	54. 2%
口頭での案内	16. 3%
資料の配布	37.4%
現況確認時の対応1	
実施なし	84.7%
喫煙ルール確認	8.0%
標識の確認	8.3%
喫煙設備の確認	7.7%

¹ 複数回答可のため、合計して 100%とならない

表 3-4 飲食店の見回り、および住民からの苦情・相談の対応状況

	都道府県平均割合
飲食店の見回り	
以前実施した	11.7%
定期的に実施	7. 5%
実施していない	81.0%
住民からの苦情・相談	
月1件未満	77.9%
月1~3件	16.8%
週1~2件	4. 2%
週 3 件以上	1.1%
住民の苦情・相談への対応	
特に対応しない	0.0%
頻度の多い事例に対応する	15. 5%
違法性の高い事例に対応する	24.0%
すべてに対応する1	44.8%
実績なし	2. 7%
その他	28. 2%
住民の苦情・相談への対応件数(2023年度)	計
立ち入り	1, 180
その他	4, 794

¹ 自由記載より確認できた件数として集計

表 3-5 住民からの苦情・相談が多い飲食店以外の第二種施設の状況

	一番多い	二番目に多い	三番目に多い
事務所、工場	32.9%	16.0%	6.9%
ホテル、旅館	3.1%	5. 7%	4.3%
船舶、鉄道	0.6%	0.5%	0.4%
バス、タクシー、航空機	0.5%	2. 1%	1.3%
駅、空港ビル	5.6%	6.9%	3.3%
娯楽施設	24.3%	12.9%	7.2%
公園	5.3%	4.9%	4.0%
駐車場(民間ビル併設、コインパーキング等)	2.9%	4. 2%	4.3%
コンビニエンスストア	6.0%	9. 5%	7.4%
地下街、百貨店	0.0%	0.6%	0.5%
苦情、相談を受けることがない	18.8%	17. 3%	22.8%

表 3-6 住民からの苦情・相談が多い第一種施設の状況

小学校・中学校・高等学校	8.8%
短期大学・大学・大学院	3.1%
児童福祉施設	1.3%
病院、診療所	18.0%
行政機関の庁舎	24.4%
苦情、相談を受けることがない	44.4%

表 3-7 受動喫煙防止対策に関する周知状況

都道府県庁舎・市庁舎内でのポスター掲示	54.6%
保健所内でのポスター掲示	89.7%
飲食店街でのポスター掲示	4.9%
都道府県ホームページでの掲載	48.3%
都道府県ホームページでの動画配信	5.7%
テレビ CM	0.3%
飲食店へのリーフレット等の配布	53.7%
市町村広報誌への特集記事掲載依頼	12.1%
SNS の活用	15.6%
その他(枠内に記載ください)	44.7%